**衛生管理マニュアル　記載例**

**１　食品等の衛生的な取扱い**

 **１（１） 　保管・陳列・販売**

|  |  |
| --- | --- |
| 製品の保管・陳列・販売方法の管理は、　**東京　太郎**　が責任者となり以下の内容で行う。 | 責任者の氏名を記入します。（役職名でも可） |
| □　衛生管理の目的<記載例>製品の保管・陳列・販売時の病原微生物増殖防止及び法で定められた表示基準の遵守* 食料品の保存・陳列時の衛生管理

<記載例>

|  |  |
| --- | --- |
| 　　確認事項 | 確認頻度 |
| 製品は仕入れ後、冷蔵品は冷蔵庫に、冷凍品は冷凍庫にすぐに保管する。（常温に放置しない。） | 毎仕入れ時 |
| 製品の表示は各法令に基づく表示事項を満たしているか。 | 毎仕入れ時（店でラベル貼付する食品は貼付時） |
| 製品は保存基準又は保存方法どおりに保存・陳列されているか。 | 2時間に1回 |
| ショーケースのロードライン（積荷限界線）より上に、製品が積まれていないか。 | 2時間に1回 |
| 肉、魚、そうざい半製品等と加熱調理後のそうざい等は相互汚染が起こらないように保存・陳列されているか。 | 2時間に1回 |
| 製品の包装に破損はないか。 | 毎日の作業開始前 |
| 先に仕入れたものは先に販売するよう、在庫管理されているか。 | 毎日の作業開始前 |
| 消費（賞味）期限が切れたものはないか。 | 毎日の作業開始前 |

* 不適時の対応

<記載例>・保存方法どおりに保存・陳列されていない場合は、廃棄する。・ショーケースのロードラインより上に製品が置いてあった場合は、速やかにロードラインの下に移す。・肉、魚、そうざい半製品等と加熱調理後のそうざい等が一緒のショーケースに陳列され、二次汚染の可能性のある場合は、廃棄する。・製品の期限が切れていた場合は、破棄する。・製品に適切な表示がなされていない場合は、適切な表示に直す。仕入れ品であれば、返品する。・製品の包装に破損があった場合、中身の汚染が考えられるため、廃棄する。また、納品先に破損があった旨連絡する。* 記録方法

<記載例>・不適時の対応は記録簿に記載し、1年間保存する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 製品 | 不適事項 | 対応 |
| 5月8日 | 冷凍食品5/8 午前8時納入 | 冷凍食品を冷凍庫外に保管 | 製品の温度を測定→-12℃であったため廃棄 |
| 6月10日 | 海藻サラダ | 期限切れた製品あり（消費期限6/9） | 期限切れの製品廃棄 |

 | 製品を保管・陳列・販売する際に温度等の管理が悪いと、有害微生物が増殖するおそれがあります。また、食品の表示は消費者が購入する際、製品に関する情報を得るために必要なものです。誤った表示がされた製品を販売しないよう、事前の確認が必要です。関係法令食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法、健康増進法、酒税法、不正競争防止法、東京都消費生活条例　など |

**衛生管理マニュアル　記載例**

**１　食品等の衛生的な取扱い**

**【乳類を販売する施設であって空瓶の取扱いがある場合】**

 **１（２）-１ 　その他　空瓶等の衛生管理**

|  |  |
| --- | --- |
| 空瓶等の管理は、　**東京　太郎**　が責任者となり以下の内容で行う。 | 責任者の氏名を記入します。（役職名でも可） |
| * 衛生管理の目的

 <記載例>空瓶を原因とした病原微生物汚染の防止* 空瓶等の衛生管理方法

<記載例>・空瓶は空瓶専用のケースに入れて回収する。・回収した瓶はバックヤードの空瓶専用保管箱に入れ、毎始業時に返却する。* 破損している空瓶は廃棄する。
 | 空瓶の保管場所は製品を汚染しないようなところに設置します。運搬して、空瓶を回収する場合は、空瓶専用の運搬用具を用いて、空瓶から製品への汚染を防止します。 |

**衛生管理マニュアル　記載例**

**１　食品等の衛生的な取扱い**

**【食肉を加工後、包装して販売する場合】**

 **１（２）-２ 　その他　食肉の表示**

|  |  |
| --- | --- |
| 表示について、**東京　太郎**　が責任者となり管理する。 | 責任者の氏名を記入します。（役職名でも可） |
| * 衛生管理の目的

　<記載例>関係法令で決められた表示基準の遵守* 表示見本の作成

<記載例>・関係法令に基づき表示を行う。・表示見本を作成する。個別製品の表示は表示見本に従い、製品に応じて作成する。・表示を製品に貼付する際、表示内容を必ず確認する。・包装品以外の製品については、出荷先等からの求めに応じて仕入伝票等をもとに情報提供する。・原料肉の表示ラベルは仕入伝票とともに保管する。<表示見本　記載例>

|  |
| --- |
| 国産黒毛和牛　かたロース肉 |
| 個体識別番号　○○○○○○○○○○ |
| 消費期限　平成○年△月◇日 |
| 保存方法　10℃以下 |
| 内容量　　○○○g |
| 加工者　有限会社　東京商店東京都新宿区西新宿○-×-△ |

 | 関係法令食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法、健康増進法、酒税法、不正競争防止法、牛トレーサビリティ法、東京都消費生活条例　など |

**衛生管理マニュアル　記載例**

**１　食品等の衛生的な取扱い**

**【生食用食肉を加工・調理する場合】**

 **１（２）-３ 　その他　生食用食肉の加工・調理**

|  |  |
| --- | --- |
| 表示について、**東京　太郎**　が責任者となり管理する。 | 責任者の氏名を記入します。（役職名でも可） |
| * 衛生管理の目的

　<記載例>取扱い不良による病原微生物の残存及び汚染の防止□　生食用食肉を加工・調理する場合の加工・調理手順<記載例>* 食品衛生法に定める加工・調理基準に沿って加工・調理する。
* 生食用食肉の加工・調理は認定生食用食肉取扱者（●●）の監督の下で行う。

【作業フロー】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【該当メニュー】　牛ユッケ用生食用食肉※生食用牛肉以外の食肉が生食用として販売されないよう表示解体後、衛生的に切り出した肉塊を速やかに容器包装に密封する。肉塊の切り出し加熱殺菌記録●gの肉塊を●℃で●分間加熱する。加熱殺菌の温度、時間、肉の部位、個体識別番号を記録する。速やかに4℃以下まで冷却し、4℃以下を保つ。冷却・保管・配送* 自店舗で加工した生食用食肉の検査手順

<記載例>・生食用牛肉については、加工工程全体の妥当性を確認するため、毎年6月上旬に細菌検査を1回行う。・検査は、搬送を含め○○研究所に依頼する。・検査項目は成分規格（腸内細菌科菌群）とする。* 生食用食肉の検査結果が不適だった場合の対応

<記載例>・原因の分析、加工工程の見直しを行い、再発防止策を作成する。・不適ロットを特定後、責任者に報告し出荷を停止する。・食品衛生法違反が疑われる場合は、「事故発生時の対応（●ページ）」に従い対応する。* 記録方法

<記載例>・検査成績書は1年間保存する。・検査で不適となった場合の対応については、チェック表に記載し、5年間保存する。 | 生食用食肉の加工・調理を行う場合は、生食用食肉の規格基準が適用されます。※生食用食肉の加工又は調理を行う場合は、保健所等への開始報告書の提出が必要です。肉塊を仕入れる場合は、生食用食肉の規格基準又は生食用食肉の衛生基準に適合したものを仕入れます。また、加熱殺菌を行う場合は、仕入れた肉塊が加熱殺菌条件に影響を及ぼさない鮮度等かどうかを、仕入れ品のとさつ日時等により、仕入れごとに確認します。なお、確認の結果、不適があった場合の対応を記録簿等に記録します。生食用の馬肉等、生食用食肉の衛生基準の適用を受けるものにあっては、主要な１品目以上について細菌検査を1年に１回以上行います。 |

**衛生管理マニュアル　記載例**

**１　食品等の衛生的な取扱い**

**【生食用鮮魚介類を加工する場合】**

 **１（２）-４ 　その他　生食用鮮魚介類の加工及び検査手順**

|  |  |
| --- | --- |
| 加工手順及び検査方法の管理は、　　**東京　太郎**　　　が責任者となり以下の内容で行う。 | 責任者の氏名を記入します。（役職名でも可） |
| * 衛生管理の目的

<記載例>加工時の病原微生物の増殖防止・二次汚染防止並びに食品衛生法の遵守* 加工手順

<記載例>ﾌﾞﾛｯｸ（ﾏｸﾞﾛ）冷凍鮮魚貝類丸の鮮魚解凍（ｼﾝｸ内でボウル使用、流水）むき身洗浄（体表）下処理（下処理用シンク）表面洗浄、トリミング等内臓除去、洗浄、身おろしサク取り、盛付け（盛付け用シンク）加工が終わったら、冷蔵庫で保存する。* 表示見本の作成

<記載例>・加工後、包装して販売する場合、関係法令に基づく表示を行う。・表示見本を作成する。個別製品の表示は表示見本に従い、製品に応じて作成する。・表示を製品に貼付する際、表示内容を必ず確認する。・包装品以外の製品については、出荷先等からの求めに応じて仕入伝票等をもとに情報提供する。・仕入品の表示ラベル及び仕入伝票は保管する。<表示見本　記載例>

|  |
| --- |
| マダイ（刺身用） |
| ○○県産（養殖） |
| 消費期限　平成○年△月◇日　 |
| 保存方法　4℃以下で保存してください。 |
| 有限会社　東京商店東京都新宿区西新宿○-×-△ |

* 製品検査

<記載例> ・自店舗で加工した生食用鮮魚介類のうち、主要な貝類及び鮮魚各１品目について、毎年7月上旬に細菌検査を1回行う。・検体は無菌的に滅菌ビニール袋に採取する。・検査は、搬送を含め○○研究所に依頼する。・検査項目は成分規格に定められた項目とする。□　不適時の対応<記載例> ・原因の分析、加工工程の見直しを行い、再発防止策を作成する。・食品衛生法違反が疑われる場合は、「事故発生時の対応（●ページ）」に従い対応する。* 記録方法

<記載例>・検査成績書は1年間保存する。・検査で不適となった場合の対応については、記録簿に記載し、5年間保存する。 | 丸のもの、冷凍品、といった大まかな種類別に加工手順を記載します。加工手順は、食品衛生法で定められた加工基準を満たしていなければなりません。また、生食用鮮魚介類の保存基準（10℃以下）を満たした温度管理が必要です。保存温度は、なるべく腸炎ビブリオの最低増殖温度を下回る温度（４℃以下）になるようにします。二次汚染防止のため下処理とサク取り、盛付けの区域（シンク等）を分ける。シンクが1槽しかない場合は、洗浄消毒をし、作業の切替えを行います。目視で、製品に寄生虫（アニサキス等）が付着していないかチェックしましょう。冷蔵庫での保管では、相互汚染の防止に注意します。加工後、包装して販売する場合は、各法令に基づき表示事項を確認する旨の記載をします。製品の検査では、実施項目・実施頻度を定め記載します。どの製品を、いつ、どのように採取し、検査項目をどのように設定するのか、どこの検査機関に依頼するのかを具体的に記載します。不適の場合、必要に応じ、器具の洗浄消毒、魚体表の洗浄、作業区域、使用水、温度管理などが適正であったかを確認します。検査成績書の保存と不適の場合の対応方法について記録する方法を具体的に記載します。検査結果の保存期間について具体的に決め記載します。 |

**衛生管理マニュアル　記載例**

**１　食品等の衛生的な取扱い**

**【生食用かきを取り扱う場合】**

 **１（２）-５ 　その他　生食用かきの仕入れ時確認**

|  |  |
| --- | --- |
| 生食用かきの衛生管理は、　　**東京　太郎**　　　が責任者となり以下の内容で行う。 | 責任者の氏名を記入します。（役職名でも可） |
| □　衛生管理の目的<記載例>食中毒等事故発生時の原因究明及び被害拡大の防止並びに再発防止　□　仕入れ時の確認<記載例>* 仕入れ時に、伝票、表示ラベル等から、仕入日、仕入先、採取海域、加工者等を確認する。
* 確認結果は記録簿に記載し、1年間保存する。
 | かきなど二枚貝の内臓にはノロウイルスが蓄積していることがあります。このため、お店で提供した生食用かきで食中毒が疑われるような事例が発生した際、原因であったかどうかの調査が迅速に行えるよう、表示事項や仕入先、販売先について記録しておくことが、大切です。伝票やパッケージラベルに必要事項の記載があれば、伝票等の保存で記録に代えることができます。生食用かきは、むき身、殻付共に、加工者や採取場所などに関する表示があるので、それらについて確認します。 |

**衛生管理マニュアル　記載例**

**１　食品等の衛生的な取扱い**

**【仕入れ食品のバラ売り及び小分けを行う場合】**

 **１（２）-６ 　その他　バラ売り・小分け時の衛生的な取扱い**

|  |  |
| --- | --- |
| 製品のバラ売り・小分け販売の管理は、　**東京　太郎**　が責任者となり以下の内容で行う。 | 責任者の氏名を記入します。（役職名でも可） |
| □　衛生管理の目的<記載例>製品の販売時の有害微生物による二次汚染及び相互汚染の防止□　バラ売り・小分け販売時の衛生管理<記載例>・器具及び手袋の管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 器具 | 点検頻度 | 管理方法 |
| トングはし | 店頭バラ売り用 | 2時間おき | ・トングに扱う製品ごとのラベルをつける。・点検時に新しいものに交換する。・販売終了後は、洗浄・殺菌・乾燥後、専用食器棚の専用引き出しに各々収納する。 |
| 小分け包装用 | 1日2回午前・午後 | ・作業時に使うトング及びはしは、１作業毎に洗浄、殺菌し専用フックにかける。ただし、連続して使用する場合は１日３回清潔なものと交換する。・作業終了後は、洗浄・殺菌・乾燥後、専用食器棚の専用引き出しに各々収納する。 |
| 手袋 | 店頭バラ売り用 | 1日3回10時14時16時 | ・製品に直接ふれないように使い捨ての手袋をする。・手袋は、作業場食器棚に保管し、予備のものを１箱常備しておく。・新しい手袋への取替えは、破れた時、他の作業後、未加熱の製品を触った時、鼻や髪の毛などに触れた時。・手洗い脇に使い捨て手袋廃棄用のゴミ箱を設置する。 |
| 小分け包装用 | 1日2回午前・午後 |

・清潔な器具又は使い捨ての手袋を使用することが困難な場合は、定期的な手洗いを徹底する。手洗いの方法は「従事者の手洗い（●ページ）」に従って実施する。<記載例>* むき出しで売られる製品にはフタ又は覆いのある陳列棚で販売する。
* 加熱処理して食べなければならない製品と加熱せずにそのまま食べる製品を一緒のショーケース、トレーに入れない。
* バラ売りしている製品はロット管理がきちんとできるよう、その日のうちに売り切る。
* 小分け包装した製品にきちんと表示されているか確認する。
* 表示見本の作成

<記載例>・小分け後、包装して販売する場合は、関係法令に基づく表示を行う。・食品分類ごとに表示見本を作成しておく。・個別製品の表示を作成するときは、表示見本を参考に作成する。・包装していない製品については、消費者等からの求めに応じて仕入れ伝票等をもとに使用添加物、原材料等について説明する。・表示の確認は、製品ロットごとに、担当者が目視で確認する。・表示ラベルの貼付不備、印刷表記の誤りなどが確認された場合は、「事故発生時の対応（●ページ）」に従って対応する。* 記録方法

<記載例>・表示ラベルの確認結果については記録簿に記載し、1年間保存する。 | 容器包装に入っていない食品をバラ売り・小分けするときは、「二次汚染」「相互汚染」の原因とならないよう器具等をきちんと管理しなくてはなりません。例えば、加熱が必要なそうざい半製品を取ったトングでそのまま喫食できるコロッケを取ったり、鮮魚介類の隣で、むき出しのままサラダを販売すれば、「二次汚染」や「相互汚染」が起こる可能性があります。これを防ぐためには、製品ごとに専用の器具を用意し、製品に触れる器具等は清潔に管理していくことが大切です。特に、お客さんが自分で取り分ける場合は、器具類が衛生的に取り扱われるよう管理することが必要です。バラ売り・小分け販売する場合は、それぞれの器具ごとの使用方法、管理方法、点検頻度及びトレーやショーケース等の販売区分の管理方法を記載します。また、バルク製品を小分け後、包装して販売する場合は、各法令に基づき表示事項を確認する旨の記載をします。 |